

## 規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二六

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「報道長」、「政策・財務局長」及び「地域包括ケア局

「報道長

総合調整幹

「契

長」を削り、

「総合調整幹  
地域経営局長」

を 政策・財務局長

に、「契約局長」を 環

行政改革・ICT局長

地

地域経営局長

」

約局長

「環境科学国際センタ

境未来局長

に、「環境科学国際センター研究所長」を 環境科学国際センタ

域包括ケア局長」

医療経営管理幹

―長

「衛生研究所長

―研究所長 」、

「衛生研究所長」を 産業技術総合センター副センター長」に、

」

「本庁課（所）長」を

に、「危機対策幹」を

「危機対策幹

副報道長

」

「児童虐待対策幹」

に、「主席協同組合検査員」を

「主席協同組合検査員

に、「地域振興センター副

所長」を「地域振興センター副所長（南西部、東部、県央、川越比企、西部、利根、

北部、秩父）」に、「発達障害総合支援センター副所長」を「発達障害総合支援セ

ンター所長」に、

「計量検定所長

を「計量検定所長」に改

め、「総合技術センター企画技術幹」を削り、「西関東連絡道路建設事務所長」を

「知事室長付副室長」

「西関東連絡道路建設事務所長

」に、

「知事室長付副室長」

を「知事室長付副室長」

副報道長

」

に、「出納審査幹」を

「出納審査幹

」に改め、同表警察本部の部中「生

地域振興センター副所長」

」

」

に改め、同表警察本部の部中「生

地域振興センター副所長」

」に改め、同表警察本部の部中「生

地域振興センター副所長」

」

」

活安全特別捜査隊長」及び「特別機動警察隊長」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。